



市役所南庁舎別館の利活用

昭和9年(1934年)に建てられた近代化遺産である現市役所南庁舎別館の歴史的な価値を活かし、新しい市街地の顔としてとして整備・活用する。

活用については、「お菓子」をテーマにした賑わいの拠点施設を創出することとし、広く公募による提案を求め、最も的確と判断される事業者に管理・運営を委託する。

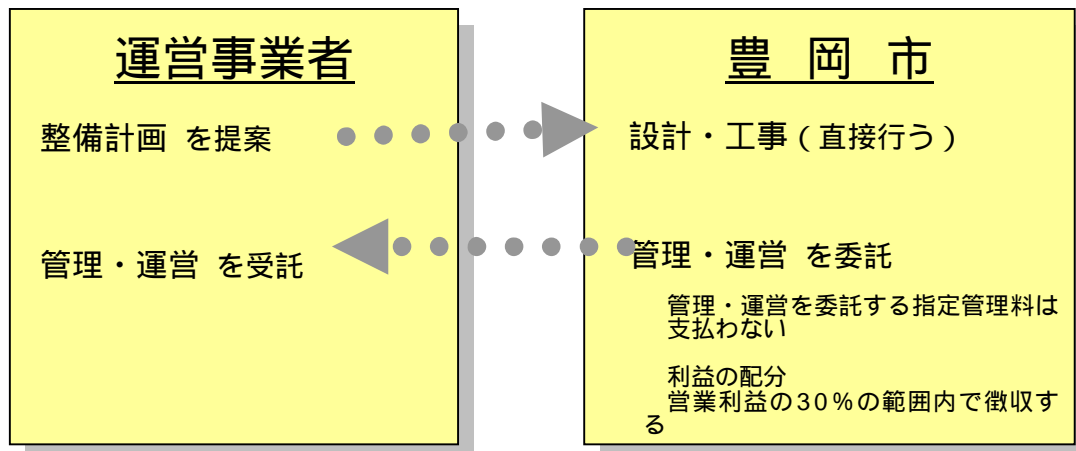
宵田商店街において整備を進めている「かばん」の拠点施設(空き店舗を活用)などとも連携し、まちなかの集客・回遊性を高め、地域経済に広く好影響が及ぶことを目指す。

1. 事業概要

- (1) 整備事業費 166,000千円(合併特例債適用)
 平成24年度 実施設計費 21,000千円
 (耐震診断含む)
 平成25年度 本体改修工事費 145,000千円

(2) 整備・運営手法

活用にあたっては民間が持っているノウハウを生かし、施設の整備計画の立案とその整備計画に基づき管理・運営する事業者を募集する。



運営事業者(整備計画提案・維持管理・運営)

民間の柔軟な発想や豊富な知識、体験をもとに、活用方法を検討し、整備計画の立案及び計画に則した管理運営を行う。整備設計協議にも参画する。

豊岡市(資金調達・所有・設計・工事)

民間から提案された整備計画に基づき、市が実施設計と改修工事を行う。

2 施設運営事業者公募の概要

(1) 対象施設

名称	豊岡市役所南庁舎別館		
敷地面積	1,206.62m ²		
建物面積	地階面積	43.8m ²	
	1階床面積	488.6m ²	
	2階床面積	287.6m ²	
	計	820.0m ²	



(2) 施設利活用のコンセプト

「お菓子」をテーマに活用すること（取り扱う商品、サービス）

日本の菓子の祖・タジマモリ（田道間守）への理解を深め、新しい商品開発にも積極的であること（「お菓子」をテーマに他の飲食等とあわせて活用することも可能）

参考 タジマモリ（田道間守）:

日本の菓子のはじまりとされる非時香菓（ときじくのかぐのこのみ）を持ち帰ったタジマモリは、古事記・日本書紀に記されている。豊岡はタジマモリのふるさと

中心市街地の新たな「顔」として活用すること（にぎわい・交流の拠点）
賑わいを創出し、人とのふれあいを楽しむことが出来る場を創出すること
豊岡市のまちづくりを理解し、地域と連携・協力し活用すること（地域振興、地産地消）

ア 菓子を活かしたまちづくりなどに参画し、拠点施設としての役割を果たすこと

イ 地元産の食材や産品等の活用に配慮すること

(3) 施設の名称

新しい豊岡の顔となるようなアピール力のある名称とする。ただし、名称決定については、本市と協議のうえ、決定する。

(4) 開設予定

平成26年春

新庁舎建設整備事業の関係で変わることがある

(5) 運営期間

運営期間は、契約の日から平成31年3月31日まで

(6) 施設整備費

- ・市は、施設の改修にかかる工事費を市の予算の範囲内（上限145,000千円）において負担する。
- ・施設における備品等の購入経費は、事業者負担とする。

(7) 募集要項配布期間・配布場所

10月2日（火）から12月7日（金）まで豊岡市経済部経済課にて配布

(8) 現地説明会

日時 10月9日（火）10:00～11:00

場所 豊岡市役所南庁舎別館（豊岡市中央町2-4）

(9) 申請書受付期間

10月19日（金）から12月7日（金）午後3時まで（必着）

(10) 応募資格

民間企業及びNPO法人等の法人（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する事業者で募集時現在において、次に掲げる要件をすべて備えていること。



業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な経営能力を有すること。
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない法人等であること。
地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人であること。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
法人税、本店所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員で無くなった日から 5 年を経過しないものの統制の下にない法人等であること。
共同事業者は、代表事業者を定めることとし、代表事業者は一切の責任を負うものとする。

(11) 選考方法

応募書類および面接審査〔12月中旬～12月下旬〕により選考

(12) 選考結果の通知

運営管理予定者については、平成 24 年 12 月下旬に文書で通知

(13) その他

公募の詳細は、豊岡市役所南庁舎別館施設活用運営事業者募集要項に記載

〔問合せ〕豊岡市経済部経済課商工係 0796 - 23 - 4480(直通)
E-mail keizai@city.toyooka.lg.jp